

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 4 条)
- 第 2 章 不正防止のための体制(第 5 条—第 13 条)
- 第 3 章 内部監査(第 14 条)
- 第 4 章 告発等の受付(第 15 条—第 19 条)
- 第 5 章 守秘義務、告発者の保護等(第 20 条—第 23 条)
- 第 6 章 事案の調査(第 24 条—第 30 条)
- 第 7 章 公的研究費の不正使用の認定(第 31 条—第 35 条)
- 第 8 章 措置及び処分(第 36 条—第 38 条)
- 付則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人北九州市立大学（以下「本学」という。）における公的研究費の取扱いについて、適正な管理を図り、不正使用を防止するため必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 研究者等 本学の公的研究費の管理及び運営に関わる全ての者をいう。
- (2) 公的研究費 本学が取り扱う全ての研究資金をいう。
- (3) 配分機関及び関係省庁 公的研究費を配分する機関及び当該機関を所管する省庁をいう。
- (4) 部局 教員が所属する学部、研究科及び附属施設等をいう。
- (5) コンプライアンス教育 研究者等に対し、公的研究費の管理及び運用について周知するための教育をいう。

(研究者等の責務)

- 第 3 条 研究者等は、学術研究が社会から負託された公共的かつ公益的な知的生産活動であることに留意しなければならない、かつ、公的研究費の管理及び運営に関して説明責任を有するものとする。
- 2 研究者等は、公的研究費の管理及び運営に当たり、この規程及び第 5 条第 3 項に規定する行動規範を遵守するとともに、各々の公的研究費の定め、本学が定める会計規程等に従い、公正かつ効率的な執行に努めなければならない。
  - 3 研究者等は、コンプライアンス教育の受講や啓発活動を通じ、公的研究費の使用についての理解を深めるよう努めなければならない。

(公的研究費の管理に係る誓約書の提出)

第 4 条 研究者等は、次条第 1 項に定める最高管理責任者に対し公的研究費の管理に係る次の事項を定めた誓約書を提出しなければならない。

- (1) 公的研究費の不正使用防止に関する規程等を遵守すること。
- (2) 公的研究費の不正使用を行わないこと。
- (3) 規程等に違反して公的研究費の不正使用を行った場合は、本学及び配分機関の処分に服するとともに法的な責任を負担すること。
- (4) 第 5 条第 3 項に規定する行動規範を常に念頭に置き行動すること。

第 2 章 不正防止のための体制

(最高管理責任者)

第5条 本学に、公的研究費の管理及び運営に関する最終責任者として最高管理責任者を置く。

最高管理責任者は学長をもって充て、その職名を公表する。

- 2 最高管理責任者は、公的研究費の不正使用防止対策の基本方針（以下単に「基本方針」という。）を策定し、これを周知するとともに、次条に規定する統括管理責任者及び第7条に規定するコンプライアンス推進責任者が公的研究費の適切な管理及び運営を行えるよう必要な措置を講じるものとする。
- 3 最高管理責任者は、公的研究費の管理及び運用について定めた行動規範（以下単に「行動規範」という。）を策定し、研究者等に周知するものとする。
- 4 最高管理責任者は、基本方針及び関係規程を公表し、第11条第1項に規定する研究不正防止計画の進捗管理を行うものとする。

(統括管理責任者)

第6条 最高管理責任者を補佐する者として、統括管理責任者を置く。統括管理責任者は、研究を担当する副学長及び事務局長をもって充て、それらの職名を公表する。

- 2 統括管理責任者は、次に掲げる業務を行うものとする。
  - (1) 基本方針に基づき、第11条第1項に規定する研究不正防止計画を策定し、その実施状況を最高管理責任者に定期的に報告すること。
  - (2) 次条に規定するコンプライアンス推進責任者及び第8条に規定するコンプライアンス推進副責任者に対しコンプライアンス教育を実施し、その受講について管理監督するとともに、理解度を把握すること。
  - (3) 研究者等を対象にしたコンプライアンス教育や啓発活動の実施計画について示すこと。

(コンプライアンス推進責任者)

第7条 研究者等の管理監督及び指導を行う者として、コンプライアンス推進責任者を置く。コンプライアンス推進責任者は、各部局の長及び公的研究費の執行を担当する事務局の部長職をもって充て、それらの職名を公表する。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、次に掲げる業務を行うものとする。
  - (1) 自己の管理監督又は指導する部局又は事務局における不正防止対策を実施し、その実施状況を統括管理責任者に報告すること。
  - (2) 不正防止を図るため、部局又は事務局内の公的研究費の管理及び運営に関わる全ての研究者等に対し、コンプライアンス教育を実施し、その受講状況を管理監督するとともに、理解度を把握すること。
  - (3) 不正根絶に向けて意識の向上と浸透を図るため、継続的に啓発活動を実施すること。
  - (4) 自己の管理監督又は指導する部局等において、研究者等が公的研究費の執行を適正に行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導すること。
  - (5) 研究者等があらかじめ研究計画を策定している公的研究費においては、研究の進捗状況を検証するとともに、公的研究費の執行が当初の計画と比較して著しく遅れている場合には、その研究者等に状況を確認した上で、必要と認めるときは、研究を進捗させる方策を講じること。

(コンプライアンス推進副責任者)

第8条 コンプライアンス推進責任者を補佐する者として、コンプライアンス推進副責任者を置く。コンプライアンス推進副責任者は、各学科等の長及び公的研究費の執行を担当する事務局の課長職をもって充て、それらの職名を公表する。

(監事)

第9条 監事は、役員会等において、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について、本学全体の観点から確認し、意見を述べる。また、内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、意見を述べるものとする。

(不正防止計画推進会議)

第10条 公的研究費に関して不正行為の発生する要因を把握し、具体的な対策を策定し、実施状況を確認するなどの不正防止計画を推進する部署として、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者で構成される不正防止計画推進会議を置く。

2 不正防止計画推進会議について必要な事項は、最高管理責任者が別に定める。

(研究不正防止計画)

第11条 公的研究費の不正使用を未然に防止するため、研究不正防止計画（以下「不正防止計画」という。）を策定するものとする。

2 不正防止計画は、不正防止計画推進会議の議を経て、最高管理責任者が役員会に提示するものとする。

3 不正防止計画の策定にあたっては、監事及び内部監査部門と連携し、不正を発生させる要因を反映することにより実効性のあるものになるように、必要に応じて計画の見直しを実施するものとする。

4 部局は、不正根絶のため、不正防止計画推進会議と協力し、不正防止計画を実施するものとする。

(物品等の発注・検収)

第12条 公的研究費を原資とした物品等の発注は、公立大学法人北九州市立大学事務専決規程（平成17年北九大規程第10号）に基づき事務局が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、20万円未満の発注（本学が別に定めるものを除く。）に限り、教員による発注（以下「教員発注」という。）をすることができる。

3 教員発注を行った者は、発注先選択の公平性及び発注金額の適正性の説明責任並びに弁償等の会計上の責任を負うものとする。

4 教員発注を行った場合は、事務局に対し、速やかに当該発注物品等の報告を行うとともに、納品時に事務局による検収を受けなければならない。

5 教員発注については、公立大学法人北九州市立大学契約規程（平成17年北九大規程第47号）の定めにかかわらず、予定価格調書の作成を省略することができる。

(取引業者への対応)

第13条 最高管理責任者は、公的研究費の執行に関し、不正な取引に関与した業者があると認めるときは、当該業者について取引停止等の措置を講ずるものとする。

2 最高管理責任者は、公的研究費の執行に関し、その取引業者との癒着を防止する対策として、本学における公的研究費の取扱いに関する方針及びルールについて取引業者へ周知を図るものとする。

3 最高管理責任者は、取引業者の中から取引実績等を考慮し、次に掲げる事項を定めた誓約書の提出を求めなければならない。

(1) 公的研究費の管理及び運用に関する規程等を遵守すること。

(2) 本学が実施する内部監査等の調査において、取引帳簿の閲覧、提出等の要請に応じること。

(3) 不正な取引が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと。

(4) 研究者等から不正な取引の依頼があった場合には、告発等の窓口に通報すること。

### 第3章 内部監査の実施

(内部監査の実施)

第14条 公的研究費の適正な執行を確保するため、内部監査を実施する。

2 内部監査の実施に当たっては、監事及び会計監査法人と連携して不正使用の防止についての推進体制を検証するものとする。

3 内部監査について必要な事項は、別に定める。

### 第4章 告発等の受付

(告発及び相談の受付窓口)

第15条 公的研究費の不正使用に係る告発又は公的研究費の管理及び運営に関する相談への迅速かつ適切な対応を行うため、本学内にあっては地域連携課及び企画管理課に、本学外にあっては北九州市企画調整局政策部企画課に受付の窓口（以下「告発等窓口」という。）を置く。

(告発等の受付体制)

第16条 公的研究費の不正使用の疑いがあると思料する者は、何人も、書面、ファクシミリ、電子メール、電話又は面談により、告発等窓口に対して告発を行うことができる。

- 2 告発は、原則として、顕名により、公的研究費の不正使用を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、公的研究費の不正使用の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正使用とする合理的理由が示されていなければならない。
- 3 告発等窓口の責任者は地域連携課長及び企画管理課長とする。
- 4 匿名による告発について、告発等窓口の責任者が必要と認める場合には、最高管理責任者と協議の上、これを受け付けることができる。
- 5 告発等窓口の責任者は、告発を受け付けたときは、速やかに、最高管理責任者に報告するものとする。
- 6 告発等窓口の責任者は、告発が郵便による場合等、当該告発が受け付けられたかどうかについて告発者が知り得ない場合には、告発が匿名による場合を除き、告発者に受け付けた旨を通知するものとする。
- 7 新聞等の報道機関、研究者コミュニティ又はインターネット等により、公的研究費の不正使用の疑いが指摘された場合（公的研究費の不正使用を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、公的研究費の不正使用の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正使用とする合理的理由が示されている場合に限る。）は、最高管理責任者は、これを匿名の告発に準じて対応するものとする。

(告発等の相談)

- 第17条 公的研究費の不正使用の疑いがあると思料する者で告発の是非又は手続について疑問があるものは、告発等窓口において相談をすることができる。
- 2 告発の意思を明示しない相談があったときは、告発等窓口の責任者は、その内容を確認して相当の理由があると認めたときは、相談者に対して告発の意思の有無を確認するものとする。
  - 3 相談の内容が、公的研究費の不正使用が行われようとしている、又は公的研究費の不正使用を求められている等であるときは、告発等窓口の責任者は、速やかに最高管理責任者にその旨を報告するものとする。
  - 4 前項の規定による報告があったときは、最高管理責任者は、その内容を確認し、相当の理由があると認めたときは、その報告内容に関係する者に対して指導等を行うものとする。

(告発等窓口の職員の義務)

- 第18条 告発の受付に当たっては、告発等窓口の職員は、告発者の秘密の遵守その他告発者の保護を徹底しなければならない。
- 2 告発等窓口の職員は、告発を受け付けるに際し、面談による場合は個室にて実施し、書面、ファクシミリ、電子メール、電話等による場合はその内容を他の者が同時及び事後に見聞できないような措置を講ずる等、適切な方法で実施しなければならない。
  - 3 前2項の規定は、告発の相談について準用する。

(告発等の制度の周知)

- 第19条 最高管理責任者は、告発等の制度について、コンプライアンス教育等の機会に研究者等に周知徹底しなければならない。
- 2 最高管理責任者は、告発等の制度について、学外に公表し、取引業者等に周知しなければならない。

## 第5章 守秘義務、告発者の保護等

(秘密保護義務)

第20条 この規程に定める業務に携わる全ての者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならな

い。当該業務に携わらなくなった場合も、同様とする。

- 2 最高管理責任者は、告発者、被告発者、告発内容、調査内容及び調査経過について、調査結果の公表に至るまで、告発者及び被告発者の意に反して外部に漏洩しないよう、これらの秘密の保持を徹底しなければならない。
- 3 最高管理責任者は、当該告発に係る事案が外部に漏洩した場合は、告発者及び被告発者の了解を得て、調査中にかかわらず、調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者の責に帰すべき事由により漏洩したときは、当該者の了解は不要とする。
- 4 最高管理責任者その他の関係者は、告発者、被告発者、調査協力者又は関係者に連絡又は通知をするときは、告発者、被告発者、調査協力者及び関係者等の人権、名誉及びプライバシー等を侵害することのないように、配慮しなければならない。

#### （告発者の保護）

- 第21条 部局又は事務局各部署の所属長は、告発をしたことを理由とする当該告発者の職場環境の悪化及び差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。
- 2 職員は、告発をしたことを理由として、当該告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。
  - 3 告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、適用される就業規則に従って、その者に対して処分を課すことができる。
  - 4 第23条第1項に規定する悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に当該告発者に対して解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

#### （被告発者の保護）

- 第22条 職員は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。
- 2 理事長は、相当な理由なしに被告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、適用される就業規則に従って、その者に対して処分を課すことができる。
  - 3 理事長は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者の研究活動の全面的な禁止、解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該被告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

#### （悪意に基づく告発）

- 第23条 何人も、被告発者を陥れるため、被告発者の研究を妨害するため等、専ら被告発者に何らかの不利益を与えること又は被告発者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする告発（以下「悪意に基づく告発」という。）をしてはならない。
- 2 最高管理責任者は、当該告発が悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、当該告発者の氏名の公表、刑事告発その他必要な措置を講じることができる。
  - 3 理事長は、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、適用される就業規則に従って、その者に対して処分を課すことができる。
  - 4 最高管理責任者は、第2項の措置が講じられ又は前項の処分が課されたときは、当該事案に係る配分機関及び関係省庁に対して、その措置又は処分の内容を報告するものとする。

### 第6章 事案の調査

#### （調査の決定等）

- 第24条 最高管理責任者は、第16条の規定に基づく告発（報道及び会計検査院等の外部機関からの指摘を含む。）があった場合又は内部監査等により公的研究費の不正使用の疑いを把握した場合は、告発等の受付日又は把握した日（以下「受付日等」という。）から起算して、原則として、30日以内に、告発等の内容の合理性を確認し調査の可否を判断するとともに、当該調査の可否を当該事案に係る配分機関及び関係省庁に報告するものとする。

#### （調査委員会の設置）

- 第25条 最高管理責任者は、前条の規定により調査が必要と判断した場合は、速やかに、調査委員会を設置する。

- 2 調査委員会の委員の1名以上は、本学に属さず、かつ、本学と直接の利害関係を有しない外部有識者でなければならない。
- 3 調査委員会の委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- 4 調査委員会の委員は、次の各号に掲げる者とする。
  - (1) 研究を担当する副学長
  - (2) 最高管理責任者が指名した本学に所属する者 2名
  - (3) 法律の知識を有する外部有識者 1名
  - (4) その他最高管理責任者が必要と認める者
- 5 調査委員会に委員長を置き、委員長は研究を担当する副学長をもって充てる。
- 6 調査委員会に副委員長を置き、委員の中から最高管理責任者が指名する。
- 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

#### (調査の通知)

- 第26条 最高管理責任者は、調査委員会を設置したときは、告発者及び被告発者に対し、調査委員会の委員の氏名及び所属を通知するものとする。
- 2 前項の通知を受けた告発者又は被告発者は、当該通知を受けた日から起算して7日以内に、書面により、最高管理責任者に対し、調査委員会の委員に関する異議を申し立てることができる。
  - 3 最高管理責任者は、前項の異議申立てがあった場合には、当該異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員会の委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に対し、通知するものとする。

#### (調査の実施)

- 第27条 調査委員会は、告発等において指摘された公的研究費の不正使用に係る資料の精査、関係者への事情の聴取等の方法により、調査を行うものとする。
- 2 告発者、被告発者その他当該告発に係る事案に係る者は、調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し、真実を忠実に述べる等、調査に誠実に協力しなければならない。
  - 3 調査委員会は、調査の実施に際し、被告発者に対し弁明の機会を与えなければならない。
  - 4 調査委員会は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について、当該事案に係る配分機関及び関係省庁に報告し、協議するものとする。
  - 5 最高管理責任者は、受付日等から起算して、原則として、210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の公的研究費における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む調査についての最終報告書を作成し、当該事案に係る配分機関及び関係省庁に報告するものとする。ただし、調査が当該期限までに完了しないと認めるときは、調査委員会の審議を経て、調査の中間報告書を作成し、当該事案に係る配分機関及び関係省庁に提出するものとする。

#### (調査の対象)

- 第28条 調査委員会の調査の対象は、告発された事案に係る公的研究費の不正使用のほか、調査委員会は最高管理責任者と協議の上で、調査に関連した被告発者の他の公的研究費の使用を含めることができる。

#### (証拠の保全)

- 第29条 調査委員会は、調査を実施するに当たって、告発された事案に係る公的研究費の不正使用に関して、証拠となる資料その他関係書類を保全する措置をとるものとする。
- 2 告発された事案に係る公的研究費の不正使用が行われた研究機関が本学でないときは、調査委員会は、告発された事案に係る公的研究費の不正使用に関して、証拠となる資料その他関係書類を保全する措置をとるよう、当該研究機関に依頼するものとする。

#### (調査の中間報告)

- 第30条 最高管理責任者は、当該事案に係る配分機関又は関係省庁から求めがあった場合は、調査の終了前であっても、調査委員会に調査の進捗状況を報告するよう指示するものとする。

この場合において、報告を受けた最高管理責任者は、調査の中間報告書を作成し、当該事案に係る配分機関又は関係省庁に提出するものとする。

## 第7章 公的研究費の不正使用の認定

### (認定の手続及び方法)

- 第31条 調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定し、速やかに、最高管理責任者に報告するものとする。
- 2 調査委員会は、被告発者による自認を唯一の証拠として公的研究費の不正使用を認定してはならない。
- 3 調査委員会は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、その旨を最高管理責任者に報告するものとする。報告を受けた最高管理責任者は、当該一部認定に係る報告書を作成し、当該事案に係る配分機関及び関係省庁に提出するものとする。
- 4 最高管理責任者は、当該事案に係る配分機関及び関係省庁から求めがあったときは、調査に支障がある等の正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出若しくは閲覧又は現地調査に応じるものとする。
- 5 調査委員会は、公的研究費の不正使用が行われなかったと認定する場合において、調査を通じて告発が悪意に基づくものであると判断したときは、併せて、その旨を認定し、速やかに最高管理責任者に報告するものとする。
- 6 前項の認定を行うに当たっては、当該告発者に対し弁明の機会を与えなければならない。

### (調査結果の通知及び報告)

- 第32条 最高管理責任者は、調査結果を速やかに告発者、被告発者及び被告発者以外で公的研究費の不正使用に関与したと認定された者に通知するものとする。被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関に対しても通知するものとする。
- 2 最高管理責任者は、調査結果に関する報告書を作成し、当該事案に係る配分機関及び関係省庁に提出するものとする。
- 3 最高管理責任者は、悪意に基づく告発との認定があった場合において、告発者が本学以外の機関に所属しているときは、当該所属機関に対しても通知するものとする。

### (不服申立て)

- 第33条 公的研究費の不正使用が行われたと認定された被告発者は、当該認定の通知を受けた日から起算して14日以内に、調査委員会に対し、不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。
- 2 告発が悪意に基づくものと認定された告発者（被告発者の不服申立ての審議の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。）は、その認定について、前項の例により、不服申立てをすることができる。
- 3 調査委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、速やかに最高管理責任者に報告するものとする。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。この場合において、その不服申立てが当該事案の引き延ばし、又は認定に伴う各措置の先送りを主たる目的とするものと調査委員会が判断したときは、以後の不服申立てを受け付けないことを併せて通知するものとする。
- 4 調査委員会は、不服申立てについて再調査を行う旨を決定した場合には、速やかに最高管理責任者に報告するものとする。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立人に対し、当該決定をした旨を通知するものとする。
- 5 最高管理責任者は、被告発者から不服申立てがあったときは告発者に対しその旨を通知し、告発者から不服申立てがあったときは被告発者に対しその旨を通知するものとし、併せて当該事案に係る配分機関及び関係省庁にもその旨を報告するものとする。不服申立ての却下又は再調査開始の決定をしたときも同様とする。

### (再調査)

- 第34条 前条の規定に基づく不服申立てについて、再調査を実施する決定をした場合には、調査委員会は、不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと不服申立人が思料する資料の

提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。

- 2 前項に定める不服申立人からの協力が得られない場合には、調査委員会は、再調査を行うことなく手続を打ち切ることができる。当該手続を打ち切った場合には、調査委員会は、速やかに最高管理責任者に報告するものとする。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立人に対し、当該決定を通知するものとする。
- 3 調査委員会は、再調査を開始した場合には、その開始の日から起算して、原則として、50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を速やかに最高管理責任者に報告するものとする。ただし、50日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して最高管理責任者に申し出て、その承認を得るものとする。
- 4 最高管理責任者は、第2項又は前項の報告に基づき、速やかに、再調査の結果を告発者及び被告発者、被告発者以外で公的研究費の不正使用に関与したと認定された者、当該事案に係る配分機関及び関係省庁並びに被告発者が本学以外の機関に所属している場合はその所属機関に通知するものとする。

#### (調査結果の公表)

- 第35条 最高管理責任者は、公的研究費の不正使用が行われたとの認定がなされた場合には、速やかに、調査結果を公表するものとする。
- 2 前項の公表における公表内容は、公的研究費の不正使用に関与した者の氏名・所属、不正の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、調査委員会の委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
  - 3 公的研究費の不正使用が行われなかったとの認定がなされた場合には、調査結果を公表しないことができる。
  - 4 最高管理責任者は、悪意に基づく告発が行われたとの認定がなされた場合には、告発者の氏名・所属、悪意に基づく告発と認定した理由、調査委員会の委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を公表するものとする。

### 第8章 措置及び処分

#### (調査中における一時的措置)

- 第36条 最高管理責任者は、調査を行うことを決定したときから調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、被告発者に対して告発された公的研究費の一時的な支出停止等の必要な措置を講じることができる。
- 2 最高管理責任者は、当該事案に係る配分機関又は関係省庁から、被告発者の該当する公的研究費の支出停止等を命じられた場合には、それに応じた措置を講じるものとする。

#### (処分)

- 第37条 調査委員会の調査の結果、公的研究費の不正使用が行われたものと認定された場合は、当該不正使用に関与した者に対し、理事長は法令及び適用される就業規則等に従って処分を課すものとする。
- 2 前項の処分が課されたときは、当該事案に係る配分機関及び関係省庁に対して、その処分の内容等を報告するものとする。

#### (是正措置等)

- 第38条 調査委員会の調査の結果、公的研究費の不正使用が行われたものと認定された場合には、最高管理責任者は、必要に応じて、速やかに是正措置、再発防止措置その他必要な環境整備措置（以下「是正措置等」という。）をとるものとする。
- 2 最高管理責任者は、関係する部局の責任者に対し、是正措置等をとることを命ずることができる。
  - 3 最高管理責任者は、前2項の規定に基づいてとった是正措置等の内容を当該事案に係る配分機関及び関係省庁に対して報告するものとする。

付 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年3月23日から施行する。  
(公立大学法人北九州市立大学における公的研究費の不正防止に関する規程の廃止)
- 2 公立大学法人北九州市立大学における公的研究費の不正防止に関する規程（平成26年4月1日施行）は、廃止する。

付 則

この規程は、平成27年6月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成28年5月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成29年5月25日から施行する。

付 則

この規程は、平成29年8月28日から施行する。

付 則

この規程は、平成30年7月26日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年10月31日から施行する。  
(廃止)
- 2 公立大学法人北九州市立大学研究不正問題協議会規程（平成27年北九大規程第4号）及び公立大学法人北九州市立大学研究不正調査委員会規程（平成27年北九大規程第5号）は、廃止する。  
(経過措置)
- 3 この規程の施行前に告発等のあった公的研究費の不正使用に係る事案の処理については、なお従前の例による。

付 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。